

内部管理基本方針

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号および同法施行規則第23条に基づき、業務の健全性および適切性を確保し、内部統制の有効性を維持するための体制を整備しています。

1. 当金庫の理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等遵守の徹底を業務の健全性および適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、「法令等遵守方針」、それに基づく「法令等遵守管理規程」を制定します。
- (2) 役職員が遵守すべき法令等の解説や違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示した手引書である「コンプライアンス・マニュアル」およびコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定し、役職員に周知徹底します。
- (3) 法令等遵守に関する事項を一元的に管理する「コンプライアンス統括部署」を設置するとともに本部各部ならびに営業店に「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス統括部署との連携により法令等遵守の徹底を図ります。
- (4) 理事等で構成された「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する経営上の重要事項や取り組み状況について協議・評価を行い実効性を確保します。
- (5) 法令等違反行為、不正行為等の早期発見と是正のため「公益通報者保護規程」を制定し、コンプライアンス上疑義のある行為を知った場合に、所属部店の上司を介さず直接通報・相談できる窓口として「公益通報管理者」を配置します。
- (6) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融防止に関する対策を経営戦略における重要課題と位置づけ、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融防止方針」、それに基づく「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融防止管理規程」を制定します。
- (7) 反社会的勢力との関係を遮断し排除するために「反社会的勢力対応規程」を制定し、それに基づく「反社会的勢力対応マニュアル」を策定し、組織として対応するための体制を構築します。
- (8) 内部監査部門は、法令等遵守体制の有効性および適切性について監査を行い、その結果を理事会および監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括部署に改善すべき事項の改善を指示し、その改善状況を検証します。

2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 理事の職務の執行に係る情報および理事会、各委員会等の議事録は、「理事会規程」、各委員会規程および「文書保存規程」に基づき適切に保存および管理します。
- (2) 理事および監事は、これらの文書を常時閲覧することができます。

3. 当金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 適正なリスク管理を実現するため、「リスク管理方針」に基づく「リスク管理規程」を制定するとともに、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスク特性等に応じた管理要領等を策定します。
- (2) 当金庫のリスクを一元的に管理する「リスク管理統括部署」を設置するとともにリスクカテゴリー毎の主管部署を定め、リスク管理の実効性および相互牽制機能を確保します。
- (3) リスク管理方針に基づき、当金庫が有するリスクの把握とリスク・コントロール等および資産・負債を統合的に管理し、運用戦略等の経営判断を行うため理事等で構成された「リスク管理委員会」を設置します。
- (4) リスク管理統括部署は、リスクの状況を定期的、必要に応じてリスク管理委員会に報告します。また、特に経営に重大な影響を与える事案については理事会に報告します。
- (5) 大規模災害、システム障害および風評リスク等の緊急事態の発生に伴い生じる損害や影響を最小限に抑えるため「事業継続計画」および「非常事態対策要領」等の対応マニュアルを策定し、平時より実効性のある危機管理体制を整備します。
- (6) 内部監査部門は、リスク管理体制の有効性および適切性について監査を行い、その結果を理事会等および監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・主管部署に改善すべき事項の改善を指示し、その改善状況を検証します。

4. 当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 理事会とその補佐機関としての各委員会を一体化し、審議・意思決定・監督機関と位置づけ、それぞれの運営および付議事項等は「理事会規程」および各委員会規程に定めます。
- (2) 理事会は、機関・職制・業務分掌・権限委譲等に関する諸規定を策定し、効率的な職務遂行を実践します。
- (3) 理事会は、経営方針、事業計画・戦略、業務・体制に係る基本方針等を定め、具体的な対応は、各委員会および担当理事等の判断に委ねます。

5. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- (1) 監事は、監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助する職員の配置を求めることができます。
- (2) 監事がその職務を補助すべき職員の配置を求めた場合、監事と協議のうえ、当該業務等を十分検証できる能力を有する職員を配置します。

6. 当金庫の監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項

- (1) 監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けないこととします。
- (2) 理事は、監事の職務を補助すべき職員の人事異動および人事考課等の人事権に係る事項や懲戒処分等の決定については、予め監事の同意を求めるとします。

7. 当金庫の理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

- (1) 理事は、次に定める事項について、事態認識後ただちに監事に報告することとします。ただし監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としません。
 - ① 理事会および各委員会で決議された事項
 - ② 当金庫に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - ③ 経営状況に関する重要な事項
 - ④ 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - ⑤ 重大な法令・定款違反
 - ⑥ 公益通報の状況および内容
 - ⑦ その他コンプライアンス上重要な事項
- (2) 職員は、前項に関する重大な事実を認識した場合には、監事に報告できるものとします。
- (3) 監事は、監査業務執行にかかる重要な書類等を閲覧できるほか、必要に応じて理事および職員に対して監査に必要な事項の説明を求めることができます。
- (4) 監事への報告を行った理事および職員が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、それに反して不利な取扱いを行った場合は、「公益通報者保護規程」に則り厳格に対応します。

8. 当金庫の監事の職務の執行について生じる費用の前払いと償還の手続きおよび債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監事が監査費用の前払いや償還に係る費用を請求したときは、当該請求に係る費用または債務がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
- (2) 不祥事件発生時において、監事が外部の専門家（弁護士、公認会計士等）を利用することを請求した場合、当該請求がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担します。

9. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保する体制

- (1) 監事は、「監事監査基準」に基づき、理事会その他重要な会議に出席、理事とのヒアリングおよび内部監査部門、会計監査人等と連携を保ち、監査を実効的に行います。
- (2) 監事は、独自の意思形成を行うため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で弁護士、公認会計士その他の専門家を活用します。